

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（641））
2. 日時：平成30年2月2日 13時30分～15時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他7名）

5. 要旨

- （1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、新規制基準への適合性に係る主な変更点について説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【技術的能力1.0体制の変更について】

- 東海第二と東海発電所は別な発電所であるため、それぞれ独立した体制を整備することが前提だが、独立した体制とすることで生じる弊害を整理して、災害対策要員の一部を兼務とする理由を整理すること。なお、弊害は可能な限り具体的に示すこと。
- 自衛消防隊の兼務の見直し以外に、庶務班の体制も見直していることから、理由を含めて変更内容を資料に示すこと。
- この体制変更に伴い、緊急時対策所及び通信連絡設備の一部の共用にも再度変更が生じることから、変更内容については漏れなく資料に示すこと。
- 東海発電所の災害対策要員に自衛消防隊が含まれていなかった経緯について、以下を踏まえて整理して説明すること。
 - ① これまでは東海発電所だけでなく東海第二も災害対策要員に自衛消防隊が含まれていなかったこと。
 - ② 東海第二については今回の設置変更許可申請に伴い災害対策要員に自衛消防隊を含む体制に変更すること。

- （2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 新規制基準への適合性に係る主な変更点について